

## 社会福祉法人根羽村社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人根羽村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

### (報酬)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会等に出席したときは、報酬として日額2,000円を支給する。ただし、村の常勤職員が兼務する場合を除く。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、その職務のため会議に出席したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

### 附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 従前の根羽村社会福祉協議会役員及び評議員の報酬に関する規程は、廃止する。

## 社会福祉法人根羽村社会福祉協議会 評議員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人根羽村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額 2,000 円を支給する。ただし、村の常勤職員が兼務する場合を除く。

### (費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、会議に出席したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 従前の根羽村社会福祉協議会役員及び評議員の報酬に関する規程は、廃止する。